

福岡県 テイクアウト容器等に係る プラスチック代替品切替 支援補助金

コロナ禍において増加している使い捨てプラスチックのテイクアウト容器やスプーン等を紙、バイオプラスチック等のプラスチック代替品に切り替える際の経費の一部を補助します。

対象者

スーパーのお惣菜もOK!

飲食物の宅配又は テイクアウト等を行う方

※県内に所在する店舗等を有する中小企業等（みなし大企業を除く。）、個人事業主、社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他の営利を目的としない団体を対象とします。



補助金額

補助率：対象経費の 1/2 【上限額】

1店舗あたり 10万円かつ
1申請者あたり 30万円

※数量は1店舗で年間に使用する数量を上限としています。



対象経費

代替品の購入費のみ。
購入に際しての送料、
振込手数料等は
対象では
ありません。

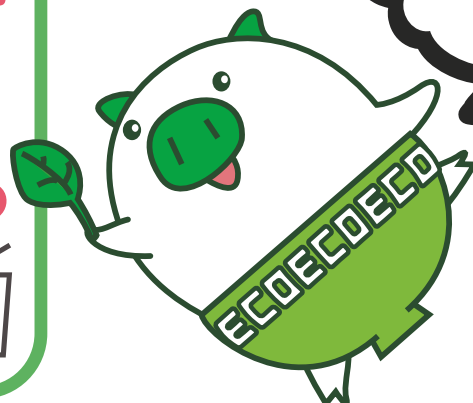
対象容器等

- ・ 宅配又はテイクアウト用
飲食品容器・包装
- ・ 宅配又はテイクアウト用
フォーク、スプーン、
テーブルナイフ、
マドラー、ストロー
- ・ その他知事が認めるもの

補助の対象となる
代替品の種類は
裏面をご確認ください

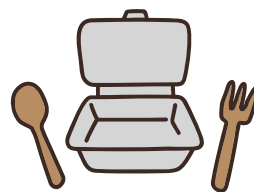


交付の流れや
詳しい内容は
裏面へ!



補助の対象となる代替品の種類

- 紙、木など**プラスチック以外の素材**でできたテイクアウト容器等
- 再生プラスチック**を配合したプラスチック製テイクアウト容器等
(公益財団法人日本環境協会によるエコマークの認定を受けたものに限る。)
- バイオプラスチック**を配合したプラスチック製テイクアウト容器等
(一般社団法人日本有機資源協会、又は日本バイオプラスチック協会による認定を受けたものに限る。)
- 鉱石などを配合**したプラスチック製テイクアウト容器等
(プラスチック使用量が50重量パーセント未満のものに限る。)
- リユース容器**等 (繰り返し洗って使用可能なテイクアウト容器等を指します。)
- その他知事が認めるもの



その他の要件

- 代替品の利用促進に資する情報を SNS、Web 等により、情報発信すること
- 「ふくおかプラごみ削減協力店」、「エコふあみ」への登録



補助金交付の流れ



① 福岡県環境部循環型社会推進課へ申請

※福岡県のホームページで交付要綱を十分ご確認のうえ、申請してください。
様式等はホームページよりダウンロードすることができます。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/plastic-payment.html>



② 審査・交付決定



③ 容器購入・ 使用開始 SNS 等での 情報発信



④ 実績報告書の 提出



⑤ 支払い

※補助金の交付申請は書類の到着順で受け付けし、申請額の累計が予算額に達した時点で受付を終了します。
受付を終了した場合は、県のホームページでお知らせします。

お問合せ先
応募先

福岡県環境部循環型社会推進課 企画係
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7-7
TEL : 092-643-3371 FAX : 092-643-3377
E-mail : plastic@pref.fukuoka.lg.jp

